平成２１年（フ）第１７７号
茨城県古河市駒羽根800―10　エミネンス103、住民票上の住所茨城県桜川市東飯田401番地２
債務者　鈴木　浩一
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１７９号
茨城県桜川市東飯田414番地
債務者　鈴木つや子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第９７号
群馬県桐生市相生町５丁目466番地の31
債務者　篠﨑　健一
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１０８号
群馬県桐生市新里町山上493番地８
債務者　根立　達夫
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１０９号
群馬県桐生市新里町山上493番地８
債務者　根立　雅子（旧姓室田）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第９１号
千葉県富津市二間塚1610番地の１
債務者　平野　富夫
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１１９号
千葉県木更津市貝渕４丁目２番７号　ハイパレスＫｉｓａｒａｚｕＢ
債務者　新井加代子（旧姓松川）
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１７８号
岐阜県瑞穂市稲里三ノ町424番１　セジュール木崎101号室、住民票上の住所愛知県名古屋市天白区菅田１丁目1006番地　ユニーブル菅田パーク305号
債務者　金子　光江
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４６６号
岐阜市梅林西町26番地
債務者　西脇小夜子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５２３号
岐阜市桜通４丁目14番地
債務者　宇佐見央郎
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５３７号
岐阜市正木362番地１コーポM正木202号室
債務者　木原　一也
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５４１号
岐阜市山吹町２丁目５番地１
債務者　堂園　美香
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１０９号
岐阜県美濃加茂市三和町廿屋938番地１
債務者　星野　良文
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第８４号
岐阜県飛騨市古川町上町965番地２　バイパスアパート２―１
債務者　菅野　増已
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第３２号
名古屋市港区油屋町３丁目17番地の２　第三光ハイツ101号
債務者　後藤　克男
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０２８号
名古屋市北区清水３丁目17番８号　コーポオオサワⅡ　Ｃ―１号
債務者　加藤　和子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２７８号
名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の４上飯田第二市街地住宅３棟413号、住民票上の住所名古屋市熱田区一番２丁目41番３号宝マンション白鳥907号
債務者　水野　博文
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部